

豊能町子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、豊能町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、医療関係者、社会福祉関係者、教育関係者、保育関係者、事業者、子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。（平成25年12月17日公布）

豊能町子ども・子育て審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第26号）第6条の規定に基づき、豊能町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医療関係者 1人以内
- (3) 社会福祉関係者 2人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 2人以内
- (5) 事業者 1人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者 2人以内

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。（平成25年12月27日公布）

豊能町子ども・子育て審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊能町子ども・子育て審議会規則第2条第4項の規定に基づき、豊能町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他会長の必要と認める事項を告げて、会長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号の一に該当するものは傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 審議会の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号のほか、会長において傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の禁止行為)

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をすること。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
- (4) 帽子をかぶること。
- (5) 写真、映画等の撮影又は録音等をすること。ただし、会長の許可を得たときは、この限りではない。
- (6) 前各号のほか、審議会の妨害となるような挙動をすること。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第6条 前各条のほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成26年1月16日から施行する。